

住宅セーフティネット普及啓発および居住支援ネットワーク 構築委託業務仕様書

業務委託名 :住宅セーフティネット普及啓発および居住支援ネットワーク構築委託業務

業務委託場所 :沖縄県内全域

履行期間 :契約締結日の翌日から令和7年3月21日まで

1. 本仕様書の適用

- (1) 本仕様書は、沖縄県(以下「県」という。)の発注する沖縄県内の住宅セーフティネットに関する周知および居住支援ネットワーク構築支援業務に適用する。
- (2) 成果物はすべて県の所有とし、県の許可なく他に公表、貸与、使用してはならない。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定しなければならない。

2. 業務の目的

住宅セーフティネットにおいては、高齢者、障害者、子どもを養育している者、DV被害者など、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進していくために、法やその制度、および居住支援協議会の内容など、多くの県民に知ってもらうことが重要である。

その上で、地域の実情を把握し、きめ細やかな居住支援を実施するためには、市町村居住支援会の取組が必要となる。

本業務では、住宅セーフティネットに関する県民向けの周知、市町村居住支援協議会設立後における連携体制のモデルを提案することで、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進することを目的とする。

3. 業務の概要

本業務の概要は以下のとおりであるが、詳細内容については、プロポーザル方式の技術提案により、受注者との協議のうえ決定する。

(1) 住宅セーフティネットに関する周知動画作成業務

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、大家等や住宅確保要配慮者向けの居住支援に関する動画を作成する。

①動画内容

ア:構成(県担当者との協議の上、チャプター分けを行うこと。)

【動画A:一般県民向け】8分～10分程度

- ・住宅セーフティネット法の概要(モーショングラフィックスやインフォグラフィックアニメーションなどの簡易的なアニメーション等を交えて構成)

※法の背景、住宅確保配慮者の現状、要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度、マッチング・入居支援、国と地方公共団体による経済的支援、市町村居住支援協議会の必要性など

【動画B:】5分程度

- ・大家等向け居住支援の情報提供(モーショングラフィックスやインフォグラフィックアニメーション)

メーションなどの簡易的なアニメーション等を交えて構成)

※大家等の視点からの居住支援に関する情報提供

【動画 C:入居希望者向け】5分程度

・入居希望者向け居住支援の情報提供(モーショングラフィックスやインフォグラフィックアニメーションなどの簡易的なアニメーション等を交えて構成)

※入居希望者の視点からの居住支援に関する情報提供

イ:制作上の視点

・わかりやすい表現、明るく親しみやすい演出とすること。
・簡易的なアニメーションについては、内容が視聴者にわかりやすく伝わる形式を提案すること。

②シナリオ及び絵コンテの作成

・提供する情報をもとに、県担当者と協議の上、シナリオ及び絵コンテを作成する。
・必要に応じ、テーマに関する情報収集等を行う。

③ナレーション原稿作成

・シナリオに沿って、県担当者と協議の上、ナレーション原稿の作成を行う。

④映像の撮影(現地打合せ含む)

・撮影場所は、原則沖縄県内とする。

⑤編集

・ナレーション音声及び挿入する音楽は、動画ごとに複数パターン提案し、県担当者と協議の上、決定すること

⑥関係機関・団体との連絡・調整

⑦成果物納品及び YouTube 掲載

(2)居住支援ネットワーク構築支援業務

令和6年2月に県内で初めて「沖縄市居住支援協議会」が設立された。同協議会の取組が県内の市町村居住支援協議会への今後の事例となり、市町村居住支援協議会の設立拡充につながることを期待される。このことから、居住支援に関する課題の整理、課題の解消に向けた連携・支援体制を構築するための支援業務を行う。併せて、今年度にも本県で実施する「居住支援に関する九州合同研修会」の開催について、必要な支援業務を行う。

①先進事例調査

既に連携体制が構築されている他県の先進事例についての調査を行う。
(仕様書では、居住支援協議会2箇所に関東周辺を想定するが、詳細は提案による。)

②居住支援に関するモデル構築

住宅確保要配慮者は、低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯など、居住確保について、属性に応じた支援が求められる。

居住支援に関する複合的な課題の解消に向けて、沖縄市居住支援協議会など市町村居住支援協議会と連携し、支援のネットワークを構築する。

※意見交換会など会議回数:4回程度(課題の整理、連携体制の意見交換、連携体制の提案、成果報告、市町村への周知方法など)

③居住支援に関する九州合同研修会について

沖縄県で国、九州各県および九州圏域の市町村居住支援協議会など関係者が集まり居住支援を広げていくための「居住支援に関する九州各県合同研修意見交換会」を令和6年11月14日に開催する。

- ・居住支援に関する説明資料の作成(沖縄県の現状(人口、世帯など)、居住支援の状況、課題など10ページ程度、※提供が可能な資料があれば発注者からも提供する。)
- ・研修会に関する支援(県側:研修会プログラム、司会進行、受託者側:研修内容の議事録の整理および報告書作成)
- ・居住支援に関する有識者2名の支援(旅費 福岡ー那覇間1泊2日 想定) など

※会議会場の確保や有識者2名の人選・調整については、原則、県で行う。

4. 関連法令等の遵守

本業務を実施するに当たっては、本特記仕様書のほか、関係法令、規則、通達等を遵守し行わなければならない。

5. 提出書類

本業務を実施するに当たって受託者は、次の書類を適宜提出しなければならない。

- ・着手届
- ・業務工程表
- ・業務計画書
- ・管理技術者等通知書(経歴書添付)
 - ・管理技術者の経歴書
 - ・担当技術者の経歴書
- ・打合せ記録簿
- ・業務完了通知書
- ・業務[成果物・報告書]引渡書
- ・その他(県が必要とみなした書類)

6. 打合せ等

本業務の実施に当たっては業務工程表に従って行き、管理技術者は事前に十分係員と打合せを行い手戻りが生じないように努めなければならない。また打合せ記録簿を作成し担当職員へ提出確認を行った後、相互に当該打合せ記録簿を一部ずつ保管するものとする。業務の進捗及び業務内容の打合せについては、原則月1回以上実施するものとする。

7. 費用について

- ・会議に関する資料は業務委託額に含まれるものとする。
- ・現地視察にかかる交通費・宿泊費等については、東京行き(2泊3日:2名分)の費用が業務委託額に含まれるものとする。ただし、実績に応じて設計変更を行うものとする。

※意見交換などにかかる会議室については、県又は協力市町村で準備する。

8. 再委託

- ア. 受注者は、本業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、再委託してはならない。
- イ. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、資料整理等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を得なくともよいものとする。
- ウ. 受注者は、ア、イに規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
- エ. 受注者は、本業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。なお、協力者が発注機関の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。
- オ. 受注者は、協力者が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは当該複数の段階の再委託の相手方の住所、氏名及び当該複数の段階の再委託の相手方がそれぞれ行う業務の範囲を記載した書面を更に詳細な業務計画に係る資料として、調査職員に提出しなければならない。
- カ. 受注者は、協力者に対して、本業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。また、複数の段階で再委託が行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。

9. 成果物の検査

本業務は、以下の成果物の検査の合格をもって完了とする。また、完了後において瑕疵が発見された場合は修正、又は再作業を行うものとする。

10. 成果物

- ①本業務における報告書(15部 カラー100頁程度)
- ②市町村報告会用概要版 15部
- ③動画 A、B、C
- ④上記成果物のデジタルデータ
 - ・CD-R等(2部:うち1部は住宅セーフティネットに関する周知動画作成業務、1部は居住支援ネットワーク構築支援業務とする。)

11. 成果物の帰属

本業務の成果物は、全て県の管理及び帰属とする。なお、受託者側でも同様のものを5年間保存するものとする(著作権者人格権は除く。ただし、著作権者人格権を行使しないこと)。

12. その他

- ・撮影は関係機関・団体等との十分な調整のうえ行うこと。
- ・動画にかかる原画・資料映像・写真・音楽などの使用の際は、肖像、意匠、商標、著作権などの権利に関する処理を確実に行うこと。オリジナルキャラクター等を作成する場合は、類

似のものがないか注意すること。

- 本仕様書に明記されていない事項、又は業務遂行に疑義が生じた場合には、県担当者と協議の上、指示に従うこと。

- 業務環境改善の実施

業務環境に関しては、業務環境改善実施要領の3. 取組内容について、業務着手時の打合せ時に協議し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録すること。当該要領については、沖縄県技術・建設業課のホームページ(下記アドレス)を参照すること。

<https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kankeitosyo.html>